

富山県立特別支援学校学習用タブレット貸与要綱

(目的)

第1条 この要綱は、富山県立特別支援学校（以下「学校」という。）に在籍する児童生徒に対する学習用タブレットの貸与に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「学習用タブレット」とは、学校での学習活動に必要な不可欠な教材・教具として使用するための設定及びセキュリティに係る対策を講じたタブレット型情報端末をいう。

(貸与物品)

第3条 この要綱により貸与を行う物品（以下「貸与物品」という。）は、学習用タブレット本体及びその附属品とする。

(貸与対象者)

第4条 貸与物品の貸与を受けることができる者は、学校の小学部、中学部及び高等部（専攻科を除く。）に在籍する児童生徒とする。

(管理)

第5条 校長は、貸与状況を常に明らかにするために管理台帳を備え、少なくとも年に1回、貸与物品の所在及び状況を確認のうえ、これに記載するものとする。

2 校長は、貸与状況に変更が生じたときは、管理台帳に記載するものとする。

(貸与期間)

第6条 貸与物品の貸与期間は、貸与を決定した日から卒業認定日前3箇月以内の校長が定める日（以下「貸与期間終了日」という。）までとする。

(貸与に係る費用)

第7条 貸与物品の貸与に係る費用は、無償とする。

(貸与の手続)

第8条 貸与物品の貸与を受けようとする者は、富山県立特別支援学校学習用タブレット貸与申請書及び承諾書（様式第1号）を富山県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の申請書の提出を受け、これを審査し、適当と認めたときは、貸与を決定するものとする。

3 教育長は、前項の規定により貸与を決定したときは、富山県立特別支援学校学習用タブレット貸与決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(貸与物品の変更)

第9条 教育長は、必要があると認めるときは、前条第2項の規定により貸与を受けた者（以下「利用者」という。）に貸与した貸与物品を変更することができる。

2 教育長は、貸与決定した貸与物品を変更するときは、富山県立特別支援学校学習用タブレット貸与物品変更決定通知書（様式第3号）により、利用者に通知するものとする。

3 利用者は、前項の通知を受けた場合は、教育長の指示により貸与物品の交換をすることとする。

(貸与物品の取扱い)

第10条 利用者は、貸与物品について細心の注意を払って管理しなければならない。

2 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸与物品を利用者以外の者（利用者を指導する教職員を除く。）に使用させ、又は転貸すること。
- (2) 貸与物品を売却、廃棄又は故意に破損すること。
- (3) 貸与物品に装飾等を行い、受領時の状態に戻せないようにすること。
- (4) 貸与物品を学習活動以外に使用すること。
- (5) 貸与物品を利用し、利用者以外の者に対して危害を加えること。
- (6) 貸与物品に校長の許可なくソフト（アプリ）をインストールすること。
- (7) 貸与物品の利用に係る校長からの指示に反する行為をすること。

(8) その他学習用タブレットの貸与の目的に反すること。

3 利用者は、次に掲げる事項に同意しなければならない。

(1) ウイルス発見時の情報セキュリティ確保やネットワークの運用保守などの必要が生じた場合に、富山県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）又は校長が貸与物品の利用履歴（インターネットの利用履歴を含む。）を確認すること。

(2) 紛失や盗難等により貸与物品の所在が不明になった場合に、県教育委員会又は校長が貸与物品の位置情報を取得すること。

4 貸与物品を用いたデータ等の受発信について、利用者の責任において行わなければならない。

5 利用者は、県教育委員会又は校長から貸与物品の管理運営に当たり必要な指示があったときは、その指示に従わなければならない。

（充電及びインターネット通信に係る経費）

第11条 利用者は、貸与物品の使用に当たり、次に掲げる経費を負担しなければならない。

(1) 在籍する学校以外の場所における貸与物品の充電に係る経費

(2) 富山県立学校生徒用LAN以外のインターネット通信に係る経費

（紛失若しくは盗難又は毀損の届出）

第12条 利用者は、貸与物品の紛失若しくは盗難があったとき、又は貸与物品が毀損したときは、直ちに在籍する学校に報告するとともに、富山県立特別支援学校学習用タブレット紛失・盗難・毀損届（様式第4号）を教育長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、当該事由が利用者の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、利用者がその現品又は対価を弁償しなければならない。

（損害賠償）

第13条 利用者は、貸与物品の使用に当たり、利用者の責に帰すべき理由により県又は第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償する責任を負う。

（貸与決定の取消し）

第14条 教育長は、第6条に規定する貸与期間中であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与の決定を取り消すことができる。

(1) 利用者が、休学、留学等により長期に登校しないこととなったとき。

(2) 利用者が、貸与された学校に在籍しなくなったとき。

(3) 利用者が、第10条の規定に違反したとき。

(4) その他貸与物品の管理運営において特別な事情が生じたとき。

2 教育長は、前項の規定により貸与決定を取り消したときは、富山県立特別支援学校学習用タブレット貸与決定取消通知書（様式第5号）により、利用者へ通知するものとする。

（貸与物品の返却）

第15条 利用者は、貸与期間終了日までに、貸与物品を返却しなければならない。

2 利用者は、前条の規定により貸与の決定を取り消されたときは、校長が定める日までに、貸与物品を返却しなければならない。

3 利用者が、貸与物品を前2項の返却日までに返却せず、教育長からの督促にも応じない場合は、利用者は貸与物品の価額を弁償する責任を負う。

4 校長は、第1項又は第2項の規定により貸与物品が返却されたときは、当該貸与物品が正常に作動すること及び毀損箇所がないことを確認するものとする。

（連帯保証）

第16条 利用者の保護者（親権者又は未成年後見人をいう。）は、この要綱に基づき、利用者が負担する一切の債務について連帯して保証する。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育企画課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月25日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

富山県立特別支援学校学習用タブレット貸与申請書及び承諾書

年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

富山県立特別支援学校学習用タブレット貸与要綱（以下「貸与要綱」という。）第8条第1項の規定により、学習用タブレットの貸与を下記のとおり申請します。

なお、利用に当たっては、本書裏面の貸与条件に承諾したうえで、貸与要綱の規定を遵守します。

記

【申請者】

学校名	
学部・学年・組(級)	部 年 組(級)
利用者氏名 (児童生徒氏名)	
保護者氏名	

※ 利用者氏名及び保護者氏名は手書きしてください。押印は不要です。

※ 本書面の個人情報、その目的を達成するためにのみ使用し、本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

(裏面) 貸与条件

- 1 利用者は、その貸与を受けたときから、貸与物品について保管管理等の義務を負うものとする。
- 2 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 貸与物品を利用者以外の者（利用者を指導する教職員を除く。）に使用させ、又は転貸すること。
 - (2) 貸与物品を売却、廃棄又は故意に破損すること。
 - (3) 貸与物品に装飾等を行い、受領時の状態に戻せないようにすること。
 - (4) 貸与物品を学習活動以外に使用すること。
 - (5) 貸与物品を利用し、利用者以外の者に対して危害を加えること。
 - (6) 貸与物品に校長の許可なくソフト（アプリ）をインストールすること。
 - (7) 貸与物品の利用に係る校長からの指示に反する行為をすること。
 - (8) その他学習用タブレットの貸与の目的に反すること。
- 3 利用者は、次に掲げる事項に同意しなければならない。
 - (1) ウイルス発見時の情報セキュリティ確保やネットワークの運用保守などの必要が生じた場合に、富山県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）又は校長が貸与物品の利用履歴（インターネットの利用履歴を含む。）を確認すること。
 - (2) 紛失や盗難等により貸与物品の所在が不明になった場合に、県教育委員会又は校長が貸与物品の位置情報を取得すること。
- 4 貸与物品を用いたデータ等の受発信について、利用者の責任において行わなければならない。
- 5 利用者は、県教育委員会又は校長から貸与物品の管理運営に当たり必要な指示があったときは、その指示に従わなければならない。
- 6 利用者は、貸与物品の使用に当たり、次に掲げる経費を負担しなければならない。
 - (1) 在籍する学校以外の場所における貸与物品の充電に係る経費
 - (2) 富山県立学校生徒用LAN以外のインターネット通信に係る経費
- 7 利用者は、貸与物品の紛失若しくは盗難があったとき、又は貸与物品が毀損したときは、直ちに在籍する学校に報告するとともに、富山県立特別支援学校学習用タブレット紛失・盗難・毀損届（様式第4号）を教育長に提出しなければならない。この場合において、当該事由が利用者の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、利用者がその現品又は対価を弁償しなければならない。
- 8 利用者は、貸与物品の使用に当たり、利用者の責に帰すべき理由により県又は第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償する責任を負う。
- 9 利用者は、校長が定める貸与期間終了日までに、貸与物品を返却しなければならない。
- 10 貸与期間中であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与の決定を取り消すことがある。この場合において、利用者は、校長が定める日までに貸与物品を返却しなければならない。
 - (1) 利用者が、休学、留学等により長期に登校しないこととなったとき。
 - (2) 利用者が、貸与された学校に在籍しなくなったとき。
 - (3) 利用者が、貸与要綱第10条の規定に違反したとき。
 - (4) その他貸与物品の管理運営において特別な事情が生じたとき。
- 11 利用者の保護者は、貸与要綱に基づき、利用者が負担する一切の債務について連帯して保証するものとする。
- 12 利用者には、占有権等の一切の権利の帰属はないものとする。
- 13 その他学習用タブレットの利用に際しては、県教育委員会及び校長の指示に従うものとする。

第 号
年 月 日

富山県立特別支援学校学習用タブレット貸与決定通知書

_____ 殿

富山県教育委員会教育長

申請のあった学習用タブレットの貸与について、次のとおり決定します。

貸与物品	管理番号： コンピュータ名：
附属品	
貸与期間	貸与決定日から卒業認定日前3箇月以内の校長が定める日まで
備考	利用に際しては、裏面の貸与条件及び富山県立特別支援学校学習用タブレット貸与要綱の規定を遵守してください。

(裏面) 貸与条件

- 1 利用者は、その貸与を受けたときから、貸与物品について保管管理等の義務を負うものとする。
- 2 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 貸与物品を利用者以外の者（利用者を指導する教職員を除く。）に使用させ、又は転貸すること。
 - (2) 貸与物品を売却、廃棄又は故意に破損すること。
 - (3) 貸与物品に装飾等を行い、受領時の状態に戻せないようにすること。
 - (4) 貸与物品を学習活動以外に使用すること。
 - (5) 貸与物品を利用し、利用者以外の者に対して危害を加えること。
 - (6) 貸与物品に校長の許可なくソフト（アプリ）をインストールすること。
 - (7) 貸与物品の利用に係る校長からの指示に反する行為をすること。
 - (8) その他学習用タブレットの貸与の目的に反すること。
- 3 利用者は、次に掲げる事項に同意しなければならない。
 - (1) ウイルス発見時の情報セキュリティ確保やネットワークの運用保守などの必要が生じた場合に、富山県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）又は校長が貸与物品の利用履歴（インターネットの利用履歴を含む。）を確認すること。
 - (2) 紛失や盗難等により貸与物品の所在が不明になった場合に、県教育委員会又は校長が貸与物品の位置情報を取得すること。
- 4 貸与物品を用いたデータ等の受発信について、利用者の責任において行わなければならない。
- 5 利用者は、県教育委員会又は校長から貸与物品の管理運営に当たり必要な指示があったときは、その指示に従わなければならない。
- 6 利用者は、貸与物品の使用に当たり、次に掲げる経費を負担しなければならない。
 - (1) 在籍する学校以外の場所における貸与物品の充電に係る経費
 - (2) 富山県立学校生徒用LAN以外のインターネット通信に係る経費
- 7 利用者は、貸与物品の紛失若しくは盗難があったとき、又は貸与物品が毀損したときは、直ちに在籍する学校に報告するとともに、富山県立特別支援学校学習用タブレット紛失・盗難・毀損届（様式第4号）を教育長に提出しなければならない。この場合において、当該事由が利用者の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、利用者がその現品又は対価を弁償しなければならない。
- 8 利用者は、貸与物品の使用に当たり、利用者の責に帰すべき理由により県又は第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償する責任を負う。
- 9 利用者は、校長が定める貸与期間終了日までに、貸与物品を返却しなければならない。
- 10 貸与期間中であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与の決定を取り消すことがある。この場合において、利用者は、校長が定める日までに貸与物品を返却しなければならない。
 - (1) 利用者が、休学、留学等により長期に登校しないこととなったとき。
 - (2) 利用者が、貸与された学校に在籍しなくなったとき。
 - (3) 利用者が、貸与要綱第10条の規定に違反したとき。
 - (4) その他貸与物品の管理運営において特別な事情が生じたとき。
- 11 利用者の保護者は、貸与要綱に基づき、利用者が負担する一切の債務について連帯して保証するものとする。
- 12 利用者には、占有権等の一切の権利の帰属はないものとする。
- 13 その他学習用タブレットの利用に際しては、県教育委員会及び校長の指示に従うものとする。

第 号
年 月 日

富山県立特別支援学校学習用タブレット貸与物品変更決定通知書

_____ 殿

富山県教育委員会教育長

年 月 日付け 第 号で決定した学習用タブレットの貸与について、次のとおり貸与物品を変更したので通知します。

変更後の 貸与物品	管理番号： コンピュータ名：
附属品	
変更日	年 月 日
備考	変更後の学習用タブレットにおいても、当初貸与決定の貸与条件及び富山県立特別支援学校学習用タブレット貸与要綱の規定を遵守してください。

富山県教育委員会教育長 殿

学 校 名 :

学部・学年・組(級) : 部 年 組(級)

児 童 生 徒 氏 名 :

保 護 者 氏 名 :

富山県立特別支援学校学習用タブレット紛失・盗難・毀損届

貸与された学習用タブレットについて、次のとおり紛失・盗難・毀損したので届け出ます。

項目	内容
区分	紛失 ・ 盗難 ・ 毀損 (該当項目に○をつけること。)
発生年月日	年 月 日
紛失・盗難・毀損に至った状況及び理由 (できるだけ詳細に記載してください。)	

※ 児童生徒氏名及び保護者氏名は手書きしてください。押印は不要です。

※ 紛失又は盗難の場合は、警察に遺失届又は盗難届を提出し、その証明書を添付してください。

富山県立特別支援学校学習用タブレット貸与決定取消通知書

_____ 殿

富山県教育委員会教育長

年 月 日付け 第 号で決定した学習用タブレットの貸与について、富山県立特別支援学校学習用タブレット貸与要綱（以下「貸与要綱」という。）第14条の規定により、次のとおり取り消したので通知します。

貸与の決定を取り消した 貸与物品	管理番号： コンピュータ名：
備考	1 貸与物品は、附属品も含めて全て返却してください。 2 学習用タブレット本体に保存した情報は全て削除して返却してください。 3 返却後、当該物品の損傷等が発覚した場合、貸与要綱第12条第2項の規定により、利用者に修理費等を負担していただくことがありますのでご了承ください。 4 その他返却に当たっては、富山県教育委員会又は校長の指示に従ってください。